

旧緊急時避難準備区域（川内村）でコンビニエンスストアを営む申立会社が、原発事故に伴い店舗所在地が同区域に指定されたことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成27年8月分までの営業損害が賠償された事例。

1139

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 1 営業損害（逸失利益）  
（期間） 自 平成26年1月1日 至 平成27年8月31日
- 2 本和解仲介に関する弁護士費用

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金1098万0798円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1 営業損害（逸失利益）     | 1066万0968円 |
| 2 本和解仲介に関する弁護士費用 | 31万9830円   |

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月29日

（仲介委員 山本卓也）